

学校における行動基準【レベル2】の対応

- (1) 感染リスクの高い学習活動(部活動において実施する場合も含む)については、停止すること。
- (2) 感染拡大地域への不要不急の往来は自粛すること。
- (3) 各種全国大会等やむを得ない事情により感染拡大地域への往来する場合は、往来後2週間の健康観察を徹底すること。
- (4) 宿泊を伴う合宿、遠征等は停止すること。ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能とするが、感染対策を徹底すること。
- (5) 部活動における感染症対策について
 - ① 実施する場合は、感染リスクの高い活動を除いて実施すること。
 - ② 活動前後に生徒同士で食事をすることは控えるよう指導すること。
 - ③ 他校との練習試合や合同練習は停止すること。
- (6) 学校内における感染症対策について
 - ① 健康観察の徹底
 - 登校前の検温等や登校後における健康観察を徹底すること。
 - 児童生徒等の同居する家族に発熱等の風邪症状が見られる場合も出席停止の措置をとること。
 - ② 給食・昼食時の対応
飛沫を飛ばさないよう、対面にしない、大声での会話を控える等を徹底し、食事後の歓談時には必ずマスクを着用すること。
 - ③ 換気・清掃等の徹底
換気を十分に行い、日々の清掃活動を徹底すること。
 - ④ 差別・偏見・中傷の防止
感染者や農耕接触者について、差別・偏見や中傷を防止するための啓発を図ること。
- (7) 学校外における感染症対策について
 - ① 生徒同士の会食やマスクを外しての会話など感染リスクの高い行動を自粛するよう指導すること。
 - ② 不要不急の外出や外泊などを自粛するよう指導すること。